「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和７年 12 月

特許庁

商標法施行規則の一部を改正する省令案に対するパブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、これに対して１件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．意見募集の実施方法

(1)意見募集期間

令和７年９月 30 日(火曜日)～令和７年 10 月 29 日(水曜日)

(2)意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

(3)意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2．意見募集の結果

意見提出数：1 件

3．御意見の概要及び御意見に対する考え方

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

4．省令の公布・施行について

「商標法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年 12 月 12 日経済産業省令第 79 号）として、令和 7 年 12 月 12 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日に施行されます。